

# 保健福祉委員会

令和5年2月17日

## 1 議案審査

(1) 議案第17号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】

(2) 議員提出議案第1号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】

## 2 報告事項

(1) 令和4年度千代田区ひきこもりに関する講演会の報告及びひきこもりに係る  
実態調査の実施について 【資料】

(2) いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に伴う第2回説明会について 【資料】

(3) HPVワクチン予診票等の一斉発送について 【資料】

## 3 その他

## 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

保健福祉部 保険年金課

### 1 概 要

国民健康保険事業の安定的運営のため、令和 5 年度国民健康保険料率の改定等を行う。

- ・千代田区独自の保険料率を設定
- ・保険料（均等割）減額措置対象者の拡大
- ・出産育児一時金の支給金額の引き上げ（42 万円→50 万円）
- ・非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減について、届出に用いることが出来る書類を追加

### 2 改正内容

（1）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正

（第 15 条の 4、12、16、第 16 条の 4、第 19 条の 2、4）

#### ●医療分・後期高齢者支援金分

		令和 4 年度			令和 5 年度			(対前年度比)
保 険 料 率	所得割率	医療分	支援金分	医療+支援金	医療分	支援金分	医療+支援金	
		7.30%	1.98%	9.28%	7.30%	1.98%	9.28%	(±0.00P)
	均等割額	37,800円	11,500円	49,300円	38,700円	12,700円	51,400円	(+2,100円)
	賦課割合 (所得割：均等割)	72：28	71：29	—	72：28	70：30	—	
賦課限度額		65万円	20万円	85万円	65万円	22万円	87万円	(+2万円)

#### ●介護納付金分（40～64歳の方）

		令和 4 年度	令和 5 年度	(対前年度比)
保 険 料 率	所得割率	1.22%	1.44%	(+0.22P)
	均等割額	16,100円	16,100円	(±0円)
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42	64：36	
賦課限度額		17万円	17万円	(±0万円)

(2) 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大（第 19 条の 2）

減額区分	改正前	改正後
5割減額	43万円+ [(給与所得者等の人数-1) ×10万円] + (28.5万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+ [(給与所得者等の人数-1) ×10万円] + ( <del>28.5万円</del> 29万円×被保険者数) 以下の世帯
2割減額	43万円+ [(給与所得者等の人数-1) ×10万円] + (52万円×被保険者数) 以下の世帯	43万円+ [(給与所得者等の人数-1) ×10万円] + ( <del>52万円</del> 53.5万円×被保険者数) 以下の世帯

(3) 出産育児一時金の増額（第 10 条）

出産育児一時金の支給金額を 42 万円から 50 万円に引き上げる。

(4) 非自発的失業者（特例対象被保険者等）に係る国民健康保険料軽減（第 24 条の 4）

【参考】

1 項 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定める届書を区長に提出しなければならない。

【変更前】

2 項 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

【変更後】

2 項 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する雇用保険受給資格者証 または第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知 の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の 4 の改正規定については、公布の日から施行する。

### 4 経過措置

(1) 改正後の千代田区国民健康保険条例第 10 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。

(2) 改正後の規定は、令和 5 年度分の保険料から適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（出産育児一時金）                      第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。                      2 （現行に同じ）</p>	<p>（出産育児一時金）                      第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。                      2 （略）</p>
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）                      第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。                      （1）（現行に同じ）                      （2）被保険者均等割 被保険者1人につき<u>3万8,700円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）                      第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。                      （1）（略）                      （2）被保険者均等割 被保険者1人につき<u>3万7,800円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）                      第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。                      （1）所得割 100分の1.98（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の70</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）                      （2）被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,700円</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の30</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>	<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）                      第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。                      （1）所得割 100分の1.98（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の71</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）                      （2）被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万1,500円</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の29</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）                      第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）                      第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（介護納付金賦課額の保険料率）                      第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護</p>	<p>（介護納付金賦課額の保険料率）                      第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護</p>

納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。  
(1) 所得割 100分の1.44(介護納付金賦課額の100分の64に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額

(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,100円(介護納付金賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (現行に同じ)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万7,090円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,890円

ウ (現行に同じ)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万9,350円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について6,350円

納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。  
(1) 所得割 100分の1.22(介護納付金賦課額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額

(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,100円(介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の見込数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万6,460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,050円

ウ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万8,900円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について5,750円

ウ (現行に同じ)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に53万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,740円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,540円

ウ (現行に同じ)

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (現行に同じ)

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,805円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,675円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万5,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万9,350円

(2) (現行に同じ)

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,905円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,175円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,350円

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定める届書を区長に提出しな

ウ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,560円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2,300円

ウ (略)

(未就学児に係る保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) (略)

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,670円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,450円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万5,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万8,900円

(2) (略)

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,725円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,875円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,750円

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定める届書を区長に提出しな

なければならない。

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の千代田区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。

3 新条例の規定（第10条第1項及び第24条の4第2項の規定を除く。）は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

なければならない。

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

# 令和5年度 千代田区独自の国民健康保険料の算定方法

参考資料

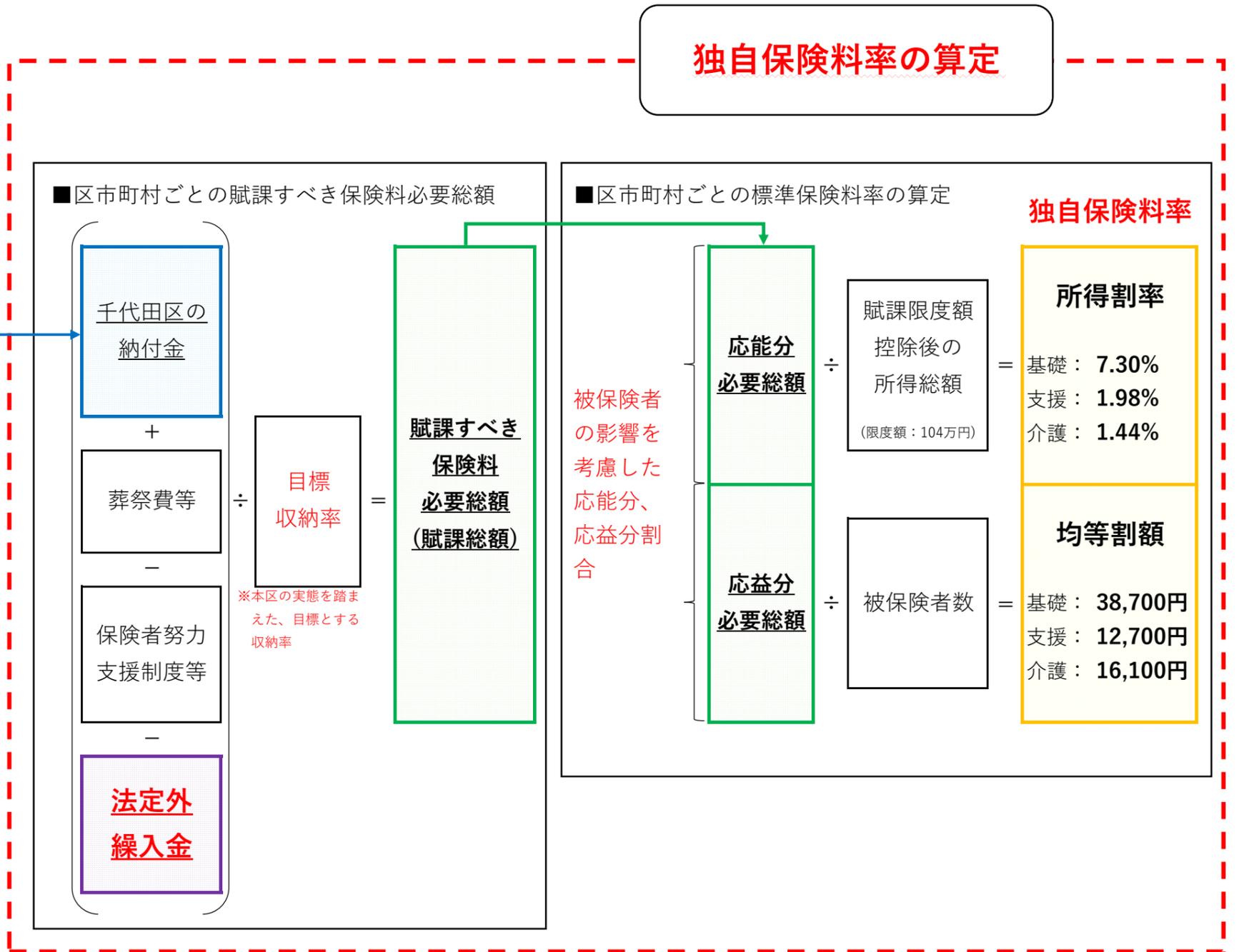
■都の納付金必要額

医療費 8,392 億円	国・都 公費	前期高齢者 交付金	<b>納付金 必要額</b>			
後期支援金 1,758 億円				3,746 億円	2,520 億円	<b>4,603 億円</b>
介護納付金 719 億円						
<b>合計 10,869 億円</b>						

■区市町村ごとの納付金算定

58	<b>応能分</b>	× 都全体に占める 所得割合	× 医療費 指数	=	<b>千代田区 の 納付金</b>
42					

※医療分のみ



※ 調整係数、激変緩和額を算定後  
なお、調整係数とは各区市町村の納付額の総額を  
都道府県の総額に合わせるための係数

【参考】 令和4年度 の保険料率 (限度額：102万円)

基礎分		支援金分		介護分	
所得割	7.30%	所得割	1.98%	所得割	1.22%
均等割額	37,800円	均等割額	11,500円	均等割額	16,100円

議員提出議案第1号

千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 千代田区議会議員

長谷川みえこ

小枝すみ子

岩田かずひと

飯島和子

牛尾こうじろう

木村正明

## 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

千代田区国民健康保険条例（昭和 34 年千代田区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（子に係る被保険者均等割額の特例）

第 12 条 当分の間、各年度の初日の前日において 18 歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者に係る第 14 条の 4、第 15 条の 5、第 15 条の 10 及び第 15 条の 13 の被保険者均等割額は、第 15 条の 4 第 2 号及び第 15 条の 12 第 2 号の規定にかかわらず、零とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第 12 条の規定は、令和 5 年度分の保険料から適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）

子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子どものいる世帯の経済的負担を軽減するため条例の整備をする必要があります。

# 令和4年度 千代田区ひきこもりに関する講演会

## アンケート結果報告書

講演会概要	
タイトル	「精神科医が教える、ひきこもり対応の初歩」 ～何から始める？家族にできるはじめの一步～
日時	令和5年1月21日（土）10:00～12:00
会場	高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）1階 ひだまりホール
講師	斎藤 環 氏 （筑波大学教授、医学博士、精神科医、（公社）青少年健康センター代表理事）
対象・定員	ひきこもり当事者の家族、支援者等50名 （事前申込制、先着順。千代田区・台東区・文京区民優先）

## 1 参加者数等

### 【申込者】

52名（千代田区受付：37名、茗荷谷クラブ受付：15名）

### 【参加者】

38名（千代田区受付：24名、茗荷谷クラブ受付：14名）

#### <居住地内訳>

千代田区：13名 文京区：3名 台東区：1名

その他（東京都内）：12名 その他（東京都外）：9名

## 2 アンケート回収数

34件（回収率：89%）

## 3 集計結果

- (1) ～ (4)・・・講演会参加者について
- (5) ～ (12)・・・ひきこもり当事者について
- (13) ～ (17)・・・講演会について

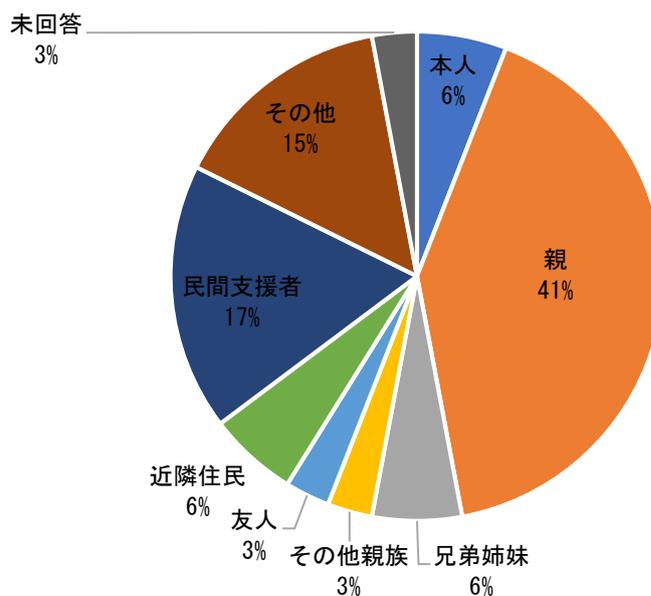
### 【講演会参加者について】

#### (1) 当事者との関係

(単位：人)

本人	親	兄弟姉妹	配偶者	子	その他親族	友人	近隣住民	行政職員	民間支援者	その他	未回答
2	14	2	0	0	1	1	2	0	6	5	1

#### 当事者との関係



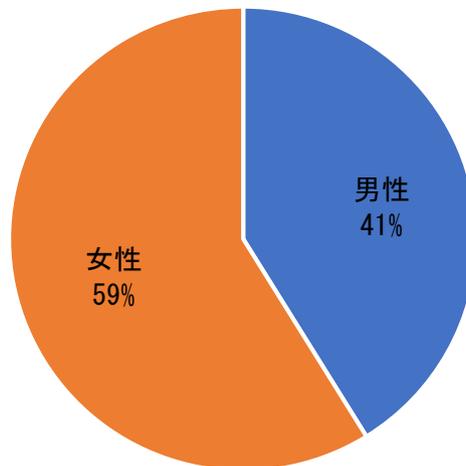
- ・当事者の親が最も多く、参加者の半数近くを占める（41%）
- ・次いで多いのが、民間支援者（17%）、その他（15%）
- ・「その他」：社会福祉協議会、興味があった 等

(2) 性別

(単位：人)

男性	女性	未回答
14	20	0

性別



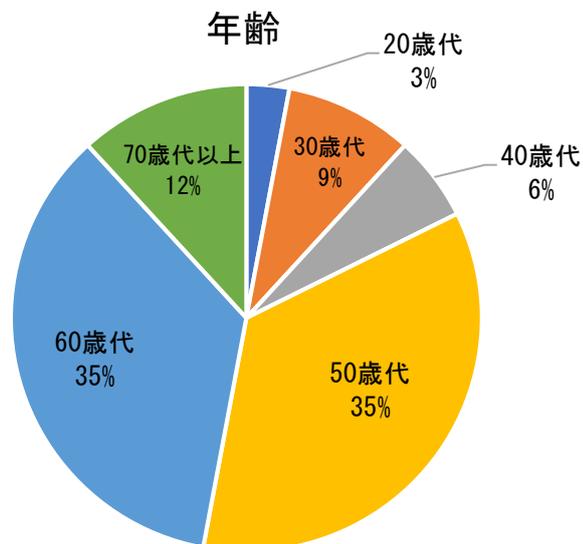
- ・ 女性（59%）が男性（41%）をやや上回っている。

(3) 年齢

(単位：人)

14歳以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
0	0	1	3	2	12	12	4

年齢



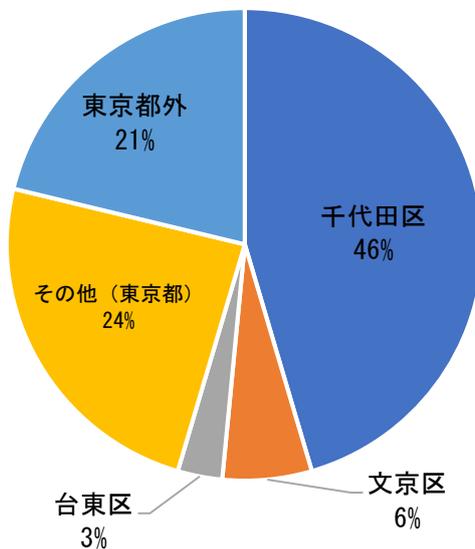
- ・ 50歳代と60歳代が最も多く、それぞれ35%を占めている。
- ・ 中高年の参加者が多く、50歳以上が全体の82%を占めている。

(4) 住まい

(単位:人)

千代田区	文京区	台東区	その他(東京都内)	東京都外	未回答
15	2	1	8	7	1

住まい



- ・千代田区民が半数近く(46%)を占めている。
- ・約2割(21%)は東京都外から参加している。

## 【ひきこもり当事者について】

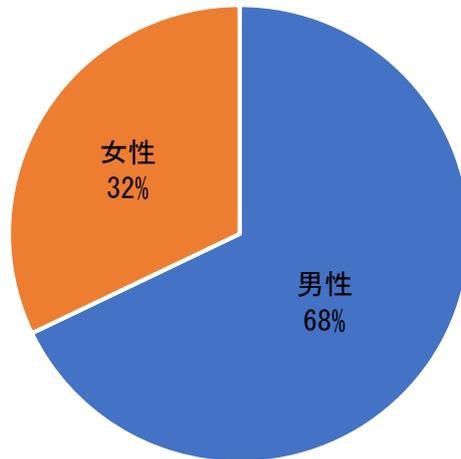
※参加者が民間支援者等で個別ケースを持っていない場合は「未回答」に分類

### (5) 当事者性別

(単位：人)

男性	女性	未回答
19	9	8

当事者性別

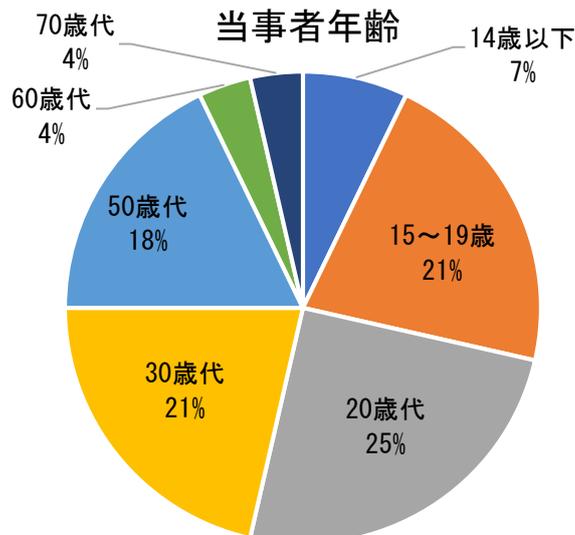


- ・当事者のうち、約7割（68%）が男性、約3割（32%）が女性である。

### (6) 当事者年齢

(単位：人)

14歳以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	未回答
2	6	7	6	0	5	1	1	8



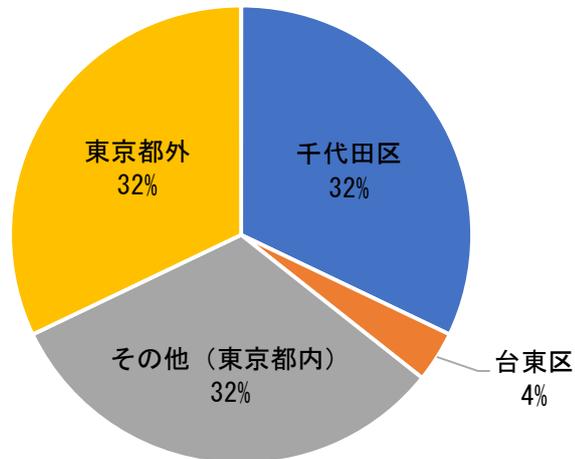
- ・当事者の7割強（74%）を30歳代以下が占めている。
- ・中高年（50歳代）のひきこもりも一定割合（18%）認められる。

(7) 当事者住まい

(単位：人)

千代田区	文京区	台東区	その他（東京都内）	東京都外	未回答
9	0	1	9	9	8

当事者住まい



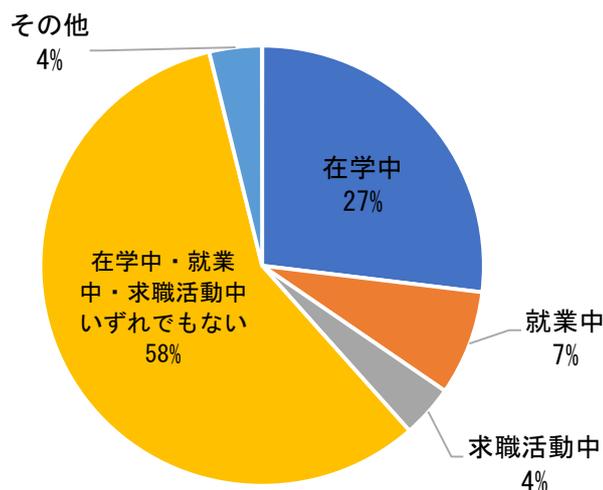
・当事者の住まいは、千代田区・その他（東京都内）・東京都外が、それぞれ3割程度ずつに分散している。

(8) 当事者の状況

(単位：人)

在学中	就業者	求職活動中	在学中・就業者・求職活動中いずれでもない	不明	その他	未回答
7	2	1	15	0	1	10

当事者の状況

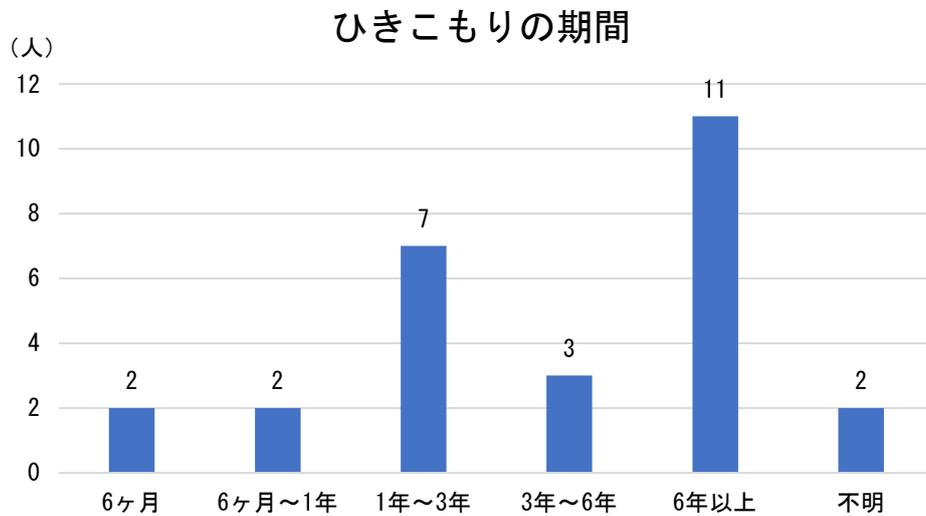


- ・半数以上（58%）の当事者が在学や就業、求職活動のいずれも行っていない。
- ・3割強（34%）の当事者は、在学または就業をしている。
- ・「その他」：母の世話をしている（食事作り）

(9) ひきこもりの期間

(単位：人)

6ヶ月未満	6ヶ月～1年	1年～3年	3年～6年	6年以上	不明	未回答
2	2	7	3	11	2	9

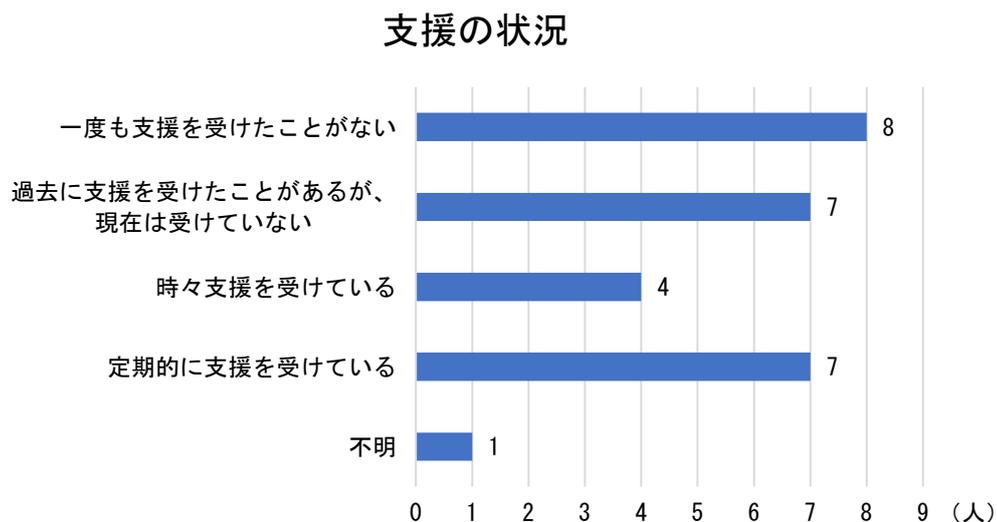


・6年以上の長期のひきこもりが最も多い（11人）が、1年～3年という比較的期間の短い当事者も一定数（7人）認められる。

(10) 支援の状況

(単位：人)

一度も支援を受けたことがない	過去に支援を受けたことがあるが、現在は受けていない	時々支援を受けている	定期的に支援を受けている	不明	未回答
8	7	4	7	1	9



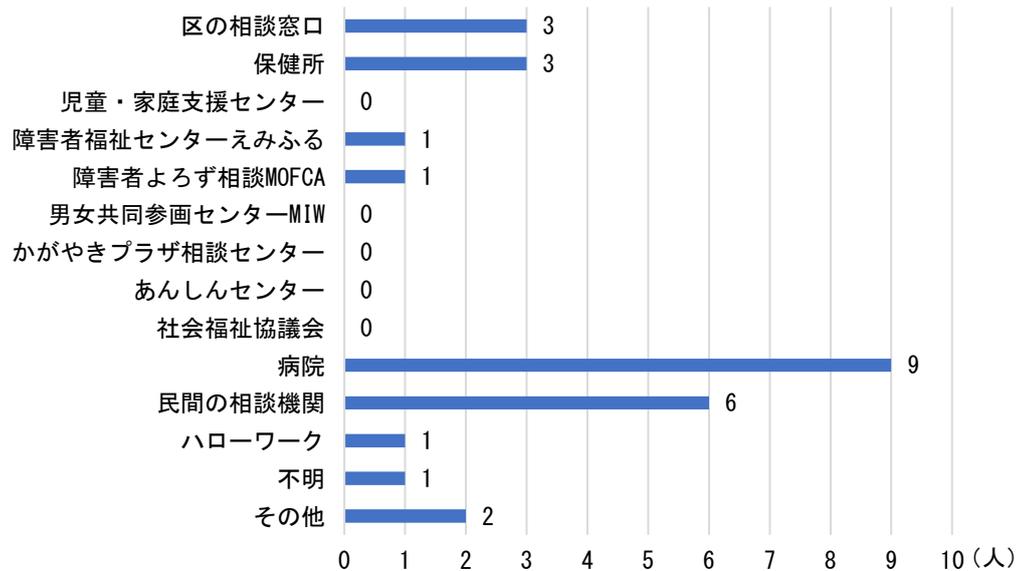
・一度も支援を受けたことがない当事者が最も多い（8人）が、過去に支援を受けた経験がある人（7人）や、定期的に支援を受けている人（7人）も多く、支援の状況に特定の傾向は認められない。

(11) 支援を受けている（受けていた）機関（複数回答可）

（単位：人）

区の相談窓口	保健所	児童・家庭支援センター	障害者福祉センター えみふる	障害者よろず相談 MOFCA	男女共同参画 センターMIW	かがやきプラザ 相談センター
3	3	0	1	1	0	0
あんしんセンター	社会福祉協議会	病院	民間相談機関	ハローワーク	不明	その他
0	0	9	6	1	1	2

支援を受けている（受けていた）機関



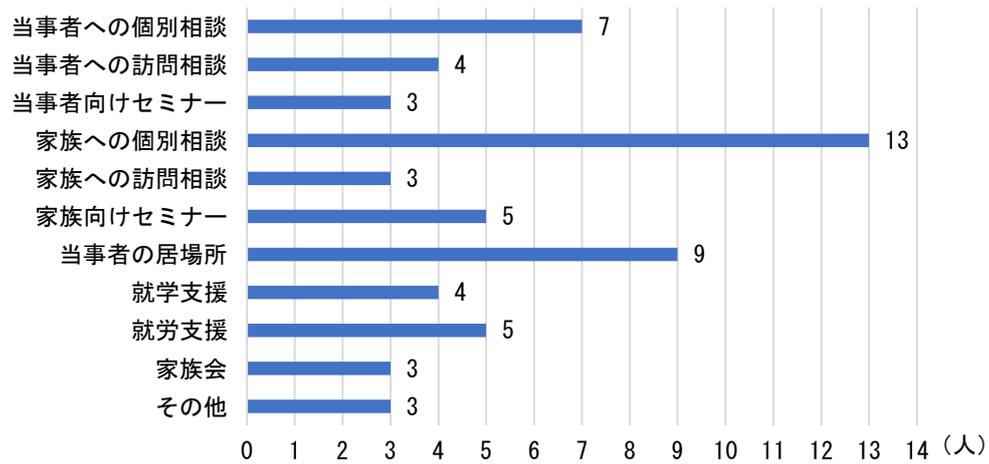
- ・ 病院（9人）が最も多く、次いで民間の相談機関（6人）が多く利用されている。
- ・ 公的な機関では、区の相談窓口（3人）と保健所（3人）が比較的多く利用されている。
- ・ 「その他」：地元のひきこもり支援センター、若者サポートステーション、児童相談所 等

(12) 必要と感じる支援（複数回答可）

（単位：人）

当事者への個別相談	当事者への訪問相談	当事者向けセミナー	家族への個別相談	家族への訪問相談	家族向けセミナー
7	4	3	13	3	5
当事者の居場所	就学支援	就労支援	家族会	その他	
9	4	5	3	3	

必要と感じる支援



・家族への個別相談が最も多く（13人）、次いで当事者の居場所（9人）、当事者への個別相談（7人）が多くなっている。

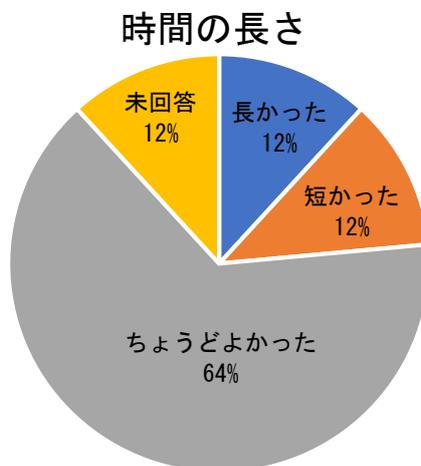
・「その他」：当事者・家族が必要に応じて取捨選択できる状態の確保、情報不足のためわからない 等

【講演会について】

(13) 時間の長さ

(単位：人)

長かった	短かった	ちょうどよかった	未回答
4	4	22	4

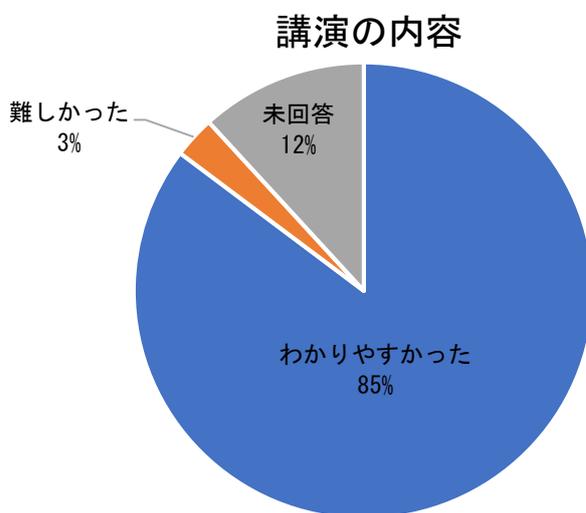


・ 6 割以上（64％）の参加者が、時間の長さはちょうどよかったと回答。

(14) 講演の内容

(単位：人)

わかりやすかった	難しかった	その他	未回答
29	1	0	4



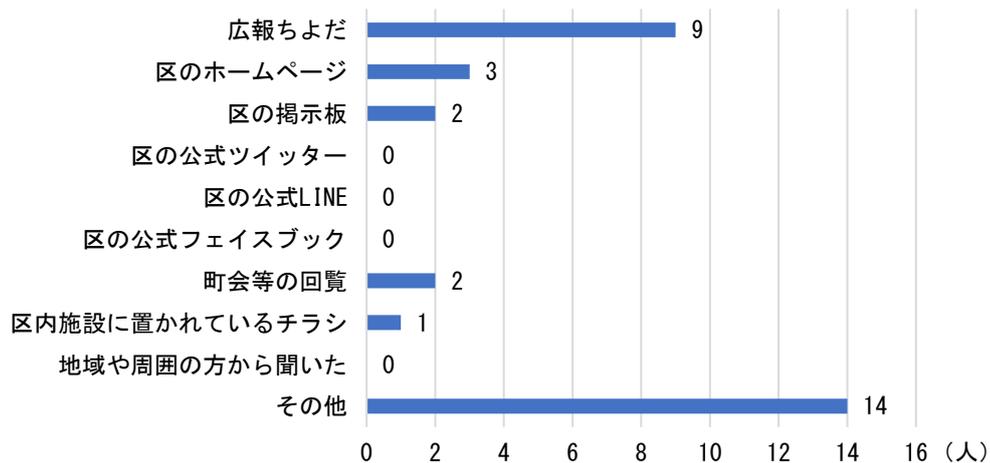
・ 8 割以上（85％）の参加者が、講演の内容をわかりやすかったと回答。

(15) 講演会を知ったきっかけ

(単位：人)

広報ちよだ	区のホームページ	区の掲示板	区の公式ツイッター	区の公式LINE
9	3	2	0	0
区の公式フェイスブック	町会等の回覧	区内施設に置かれているチラシ	地域や周囲の方から聞いた	その他
0	2	1	0	14

講演会を知ったきっかけ



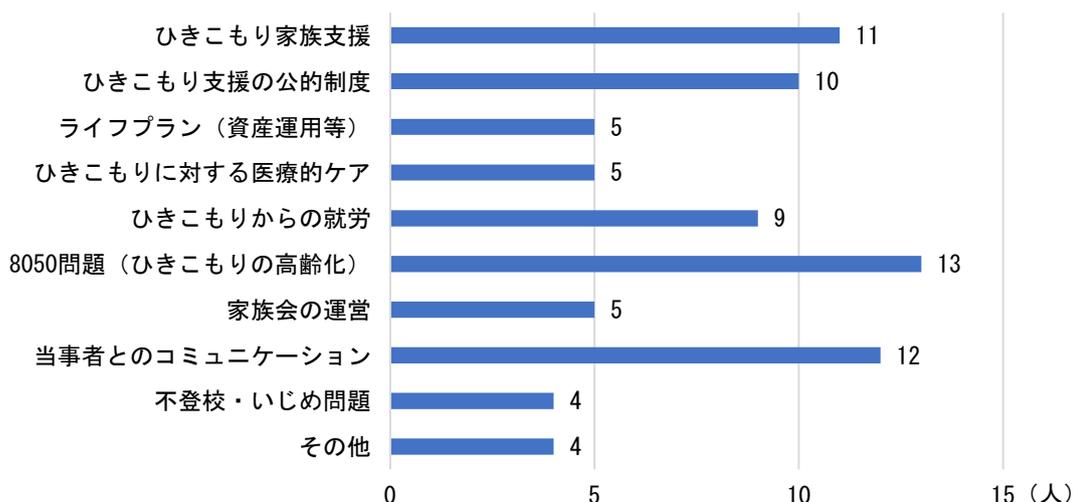
- ・「その他」が最も多い。(青少年健康センター、知人の紹介、民生委員の定例会 等)
- ・「その他」に次いで、「広報ちよだ」が多い。
- ・区の公式 SNS をきっかけに知って参加した方はいない。

(16) 参加したいテーマ（複数回答可）

（単位：人）

ひきこもり家族支援	ひきこもり支援の 公的制度	ライフプラン （資産運用等）	ひきこもりに対する 医療的ケア	ひきこもりからの 就労
11	10	5	5	9
8050 問題 （ひきこもりの高齢化）	家族会の運営	当事者との コミュニケーション	不登校・いじめ問題	その他
13	5	12	4	4

参加したいテーマ



・「8050 問題（ひきこもりの高齢化）」、「当事者とのコミュニケーション」、「ひきこもり家族支援」の順に多い。

・当事者の家族向けの内容が比較的多い傾向がある。

・「その他」：ひきこもりを医療につなぐ、第三者との関わりを持つために、ひきこもり支援と精神障害の境界 等

(17) 感想・意見（自由記述）

・講演の内容については理解できていると思っていたが、生の言葉を耳にすると、感情面で気付くことがあった。

・講演内容を実践していきたいと思う。

・具体的な質問が出ていてよかった。

・対話の具体的なやり方が学べ、とても参考になった。

・家族は支援者となって、本人によりそい、距離感をもって接することが大事なのだと思った。

・質問の時間が多く、ありがたかった。

・斎藤先生の率直な意見や、当事者・家族の話聞き、メディアなどに書かれていない本当のことを聞けたと思う。

・皆が先生のアドバイスを実行してほしいと思った。

・親にとってはつらい対応も必要なのだと感じた。

・講師の言葉が早口だった。

## 1 調査の目的

- 千代田区におけるひきこもりの実態を把握し、今後の区のひきこもり対策の検討に役立てる。
- 調査と併せて、区の相談窓口の存在を区民に広く知ってもらうため、広報としての意義も持たせて実施。

## 2 調査実施の流れ

### 調査実施の案内送付(6月上旬予定)

- ・健康推進課が実施する「区民歯科健診」事業（19歳以上の全区民対象）のお知らせに、本調査実施のチラシを同封。送付数は約 58,000 通。\*ほぼ区の全世帯を網羅
- ・広報千代田、HP、SNS、掲示板等で調査実施の周知を行う。

### 調査回答(7月31日までを予定)

- ・チラシに印字されたQRコードから専用のシステムに遷移し、回答フォームから回答
  - ・質問はひきこもり本人やその家族のみに回答してもらうのではなく、それ以外の区民にもひきこもりに対する認知度や近辺にひきこもりの方がいるかどうかを聞くような仕立て。
- \*あくまで実態を把握する趣旨の調査のため、氏名など個人を特定する質問事項は設けない。

### 集計・公表(秋ごろ公表予定)

- ・データの集計を行う
- ・結果をHPで公表予定（時期は秋ごろを予定）。

## 3 アンケート項目(案)

- (1)ひきこもりご本人・・・性別、年代、同居家族、現在の不安、就業・就学状況、きっかけ、期間等
- (2)ご家族・親族・・・ご本人との関係、性別、年代、現在の不安、相談相手、ご本人の状況等
- (3)その他・・・区窓口の存在を知っているか、周囲のひきこもりの有無等  
(友人、近所の方、支援者等)

## 4 調査実施までのスケジュール

- |      |                        |
|------|------------------------|
| 2月下旬 | チラシ印刷開始（約 58,000 通）    |
| 5月上旬 | 印刷完了                   |
| 6月上旬 | 広報千代田等により、区民に調査実施のお知らせ |
| 6月上旬 | 区民にチラシを発送予定            |

# 千代田区ひきこもりに関する アンケート調査

千代田区では、今後の施策等の参考とするため、ひきこもりに関するアンケート調査を行います。

ひきこもり支援の一層の充実のため、ご回答への協力をよろしくお願い致します。

## 調査対象

千代田区在住の方

## 回答期限

令和5年7月31日（月）

## 回答方法

インターネット上の回答フォームよりご回答ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675219012245>

千代田区 ひきこもり アンケート

検索



## その他

- ・本アンケートは無記名回答方式です。回答することで、個人が特定されることはありません。
- ・アンケートの集計結果は、区ホームページ等で公表することを検討しています。
- ・ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。
- ・千代田区のひきこもり支援については、**裏面をご参照ください。**

## 《お問い合わせ》

千代田区保健福祉部福祉総務課事業調整担当

電話：03-5211-3593（直通）

メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

# 千代田区 ひきこもりに関する総合的な受付窓口

## 【対象者】

区内に在住する15歳以上（義務教育課程修了）のひきこもり  
ご本人またはその家族

## 【支援内容】

### 《専門の相談カウンセリング》

電話相談や来所相談、訪問相談等を行います。

### 《講座・家族会（ひきこもりダイアログ）》

ひきこもりに関する講座や、ひきこもり当事者のご家族同士  
が交流する家族会にご参加いただけます。

### 《居場所の提供》

ひきこもりのご本人が自由に過ごしたり、利用者同士で交流  
したりすることのできる居場所をご提供します。

### 《就労・社会参加支援》

就労やボランティア活動を実際に体験したりすることができ  
ます。また、就労実現後、職場に行く際に同行し、定着に向けた  
支援も行います。

## 【相談事業者】

公益社団法人 青少年健康センター茗荷谷クラブ  
〒112-0006 東京都文京区小日向4-5-8 三軒町ビル306

## 【申し込み・お問い合わせ】

千代田区保健福祉部福祉総務課事業調整担当

電話：03-5211-3593（月～金曜日 午前9時～午後5時 祝日除く）

メール：fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

利用料金等、詳しくは区のホームページをご覧ください。

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/sekatsu/hikikomori/index.html>

千代田区ひきこもり  
ホームページ



## いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に伴う第2回説明会について

### 1 日時

令和5年1月28日（土） 第1部 午前10時～ 区民施設関係  
第2部 午前11時～ 高齢者施設関係

### 2 場所

いきいきプラザ一番町 地下1階 カスケードホール

### 3 参加者

第1部（区民施設） 18名  
第2部（高齢者施設） 60名  
※ 第1部及び第2部 両方参加 14名

### 4 説明会における質問及び回答（詳細は別紙のとおり）

総質問数 31件

（質問内訳）

指定管理者変更全般 2件  
区民施設関係 7件  
高齢者施設関係 22件

※ 類似の質問は、まとめて1件として計上

### 5 今後の予定

令和5年2月中 資料、議事概要及び質疑応答集を千代田区ホームページに掲載

#### 【参考】これまでの経緯（議会への報告等）

令和4年3月 指定管理者候補者選定  
4月 保健福祉委員会報告（指定管理者候補者選定） ⇒ 指定管理者候補者との引継ぎ準備開始  
6月 保健福祉委員会報告（指定管理者候補者選定）  
7月 保健福祉委員会報告（指定管理者候補者選定）  
第2回定例会 議決（指定管理者の指定） ⇒ 次期指定管理者との引継ぎ開始  
12月 保健福祉委員会報告（説明会結果報告）  
2月 保健福祉委員会報告（第2回説明会結果報告）

## 第2回説明会における質問及び回答まとめ（令和5年1月28日）

	種別	質問・意見	回答
1	全体	カメラア会の理事長の態度が高圧的である。	【意見のため回答せず】
2	全体	カメラア会にあんまりいい印象を持っていない。何か問題が起こらないことを願うが、その辺のことをよくよく区は肝に銘じてほしい。	本当にカメラア会大丈夫か、心配だというお気持ち、区として十分認識している。今日2回目の説明会を開いたのは、皆様のお気持ちがあるからである。いきいきプラザ一番町開設以来、担っていた運営法人が変わるということで、これは本当に一大事だと思っている。その点は区も十分認識をしている。加えて、カメラア会の渋谷の事案があった。こういってことがあったので、本当に大丈夫なのかという思いを皆様が持っているのは、今日カメラア会もこの場でひしひしと感じたと思う。カメラア会には、法人内でいま一度気持ちを引き締めてもらって、万全な体制で臨んでもらう。区もしっかりとカメラア会と今後も意思疎通を図り、4月以降、万全な体制で臨めるように準備していく。
3	区民施設	カスケードホールの定員について今後利用制限緩和を検討していくという話があった。昨日(1月27日)、国が観客の収容に関する規制を即日撤廃することを決定している。それを全く反映していない。	国から緩和の方向で方針が示されていることは承知している。ただ、区としては、当該施設の高齢者施設部分を考慮して対応せざるをえない。そこで、東京都が発表している新型コロナウイルス感染症の「感染状況」の指標に基づき、カスケードホールの利用制限を緩和する。ご理解頂きたい。
4	区民施設	高齢者施設と区民施設が一緒になっているという話だが、動線ははっきり分かれている。特にこのカスケードホールへ来るのには、玄関は同じでも、その後は分かれている。これは町なかにある施設と同じである。もうちょっと柔軟に考えられるのではないか。	確かに、カスケードホールへは階段という動線もあるが、エレベーターを利用する方もいる。心配し過ぎではないかというご意見もあるが、やはり区の施設として、例えば利用制限を緩和して高齢者が感染してしまうということは避けたい。
5	区民施設	エレベーターが3基あるので、それで動線を分けることが可能だと思う。	3基のうち1基は7階の高齢者住宅居住者が使用するエレベーターである。残りの2基は、一体の運用になっているため、動線を分離するのが難しい。【東京栄和会回答】
6	区民施設	高齢者住宅居住者用以外のエレベーター2基について、システムを変更すれば、群管理から単独運行に出来る。単独運行に変えれば、それぞれ止まる階を分けることが出来る。	確かに、システムを変更することは出来る。しかし、それぞれ高齢者施設と区民施設の専用エレベーターとすると、片方は利用されていないのに、目的のエレベーターが利用中のため利用できないということが起こる。エレベーターの有効活用を優先して対応している。【東京栄和会回答】
7	区民施設	4月以降、カスケードホール利用の抽選会はどのようになるか。	まずは、現状どおり行う。4月以降、皆様からのご意見を基に変更するかしないか検討する。変更する場合は、適切な周知期間を設ける。【カメラア会回答 ※区が補足説明】
8	区民施設	カスケードホール利用料の支払いは現金のみだが、来年度以降、他の支払い方法も検討しているか。	4月から変更することはない。ただ、4月以降に、現金以外の方法で支払いたいというご要望があった場合には、検討する。
9	区民施設	現金以外の支払い方法を認めたとしても、引き続き、現金での支払いも認めて欲しい。	現金での支払いを認めないという話にはならない。
10	高齢者施設	前回の説明会でも話がでたが、カメラア会は辞退する気はないのか。	辞退する気はない。【カメラア会回答】
11	高齢者施設	渋谷区の件でもし虐待が認定された場合はどうするのか。	カメラア会が渋谷区を訴えたことである。渋谷区から訴えられたわけではない。【カメラア会回答】
12	高齢者施設	この1年間の引継期間に、どういう問題があったりとか、それをクリアできたとか、そういう内容のことは何かあるのか。	引継期間については、新旧指定管理者と区で、毎月定期的な打合せをしている。それと併せて実務的な引継ぎということで、昨年9月にこのいきいきプラザ一番町の2階に開設準備室を設置して、カメラア会のほうで現場での実務的な引継ぎを進めている。課題については、特に大きな課題というものは新旧指定管理者から聞いていない。
13	高齢者施設	職員の方も新しくカメラア会の方が入っての1年間の引継ぎなのか。	高齢者施設の現場にカメラア会の職員が入るのは2月からである。

	種別	質問・意見	回答
14	高齢者施設	事務的なところの引継ぎはどの会社でも行われていると思うが、老人は新しいもの、ましてそういう人間とのやり取り、生のやり取りに関して、やはり慣れた顔を見ているというのも安心感の1つだと思う。その実際の部分の引継ぎが、1か月、2か月で本当にできるのかと、そこはちょっと不安に思っている。	今のご意見、不安は当然区としても認識している。その中で、今の東京栄和会の職員で全員ではないが引き続き4月以降も勤務する方もいるので、その方を中心に4月以降新しく勤務される職員とともに丁寧に対応させて頂きたいと考えている。
15	高齢者施設	ここまで言うのはちょっと私のほうも出過ぎかなと思うが、働いている方、この方たち、普通の企業だと、一度退職すると将来的な退職金のこととかもあるので、その辺が条件的に移行する方に不利にならないような形でやっていただければ、もう少し残っていただける方もいるのではないかな。	雇用の関係なので難しいところだが、区からカメラア会に、現在働いている職員をなるべく多く採用して欲しいという要望を伝えている。8月には、カメラア会から現在の職員向けに説明会を行い、区も出席したところである。最終的には、各職員とカメラア会が給与体系等の条件について話をし、各職員が判断されたということで、区のほうも報告は受けている。
16	高齢者施設	新型コロナウイルス対応に関して今日聞きに来ているわけではない。先ほどカメラア会から説明があった新型コロナウイルス対応はどこでもやっている。現在、父を預けているが、大変厳しいぐらい対応をちゃんとしてもらっている。新型コロナウイルス対応のことだけをあんなに長く説明しなくてもよいと思う。	【意見のため回答せず】
17	高齢者施設	東京栄和会の職員の内、大体何割の方が引き続き勤務するのか。これから数字が変わると思うが、大体の数字をお伺いしたい。	東京栄和会から転籍する予定の方は現在15名である。【カメラア会回答】
18	高齢者施設	緊急に父の具合が悪くなったときに搬送される病院が、結局、私の希望は従来の医院だが、カメラア会としては、そういう場合に、自分の系列があるとか懇意にしているとかいう病院を優先されるのか、それともそういうところをきちんと配慮していただけるのか。	入院病院等を決めるのはご本人とご家族である。【カメラア会回答】
19	高齢者施設	今、引き続き働かれる方が15名とお伺いして、はっきり言って大変ショックを受けた。私たち外の人間からは、中で働いている方たちの気持ちは分からない。でも、もしかしたら現場の方たちがあまりにこの次の法人に対していい印象を持っていないから15名になったのかなと思ってしまう。本当に15名というのは、ショックである。これは意見ではなく、感想である。	【意見(感想)のため回答せず】
20	高齢者施設	特養は、医療、看護も大事だが、介護施設である。本日、医療に関してはいろいろとご説明があったが、実際に一番大事な介護に関してはなかなか具体的な説明がなかったと思う。東京栄和会の方が15名残られるということなので、そういう中で手厚い介護を引き続きやはり受けられるのが心配である。具体的にどのような体制で、今とどういう違いがあるのかということをご説明いただけると非常にありがたい。	介護体制については、今、東京栄和会の手厚い体制を維持できるように職員を用意している。特に介護職については、各フロアのほうに人員配置の人数が少なくならないように準備をしているので、ご安心いただきたい。専門職について、看護体制は、24時間の看護の準備ができていますので、日中・夜間帯、常勤の医師に加えて、24時間の看護師の配置ということも計画を立てている。機能訓練指導員は、通常は1名のところ、今回は2名で手厚くして、リハビリの体制についても花城を中心にケアのほうに取り組んでいけるようにと考えている。管理栄養士も、同じように運営体制を維持していくので、ご安心いただきたい。【カメラア会回答】
21	高齢者施設	現在の体制と今後の体制ということを文章化して、入居者家族に配布いただきたい。	【カメラア会から入居者家族に送付予定】
22	高齢者施設	2月から現行の職員と次の職員と同時に働くということですか。	引継ぎは、昨年の開設準備室立ち上げから、大きな実務者レベルの全体会というのを東京栄和会の協力に基づいて実施している。2月からは、カメラア会の他の施設から配属転換してこちらに来る職員の中で中心になる者を選んで、順次開設準備室のほうにきかせて、東京栄和会が作成する記録物や中のご利用者の様子を確認させていただく。【カメラア会回答】
23	高齢者施設	私の母は去年、おとしぐらいにコロナに罹って、病院に入院するほど重症化した。まだ新型コロナウイルスは高齢者に対して非常に大きな脅威があると思う。今まで東京栄和会が実施していた新型コロナウイルス対策はよく分からないが、カメラア会で、こんなふうにと特養のほうで新型コロナウイルス対策をしているということがあれば教えていただきたい。	基本的には、持ち込まない、持ち出さない。ここは本当に大事なことで、職員は、この3年間、ほぼ外食もしてなく、家の中でも家族と一緒に食事をあんまりしない状態を、よっぽど子どもが小さい人とかは別なのですけれども、そういった部分もきちんと区分けしてというところも指導している。また、心配があったら必ず検査して施設に入ることを職員に徹底している。そして、衛生材等についてはふんだんに使用している。入ってきたときは、そこでできるだけ食い止めるための方策をきちんと取る。そちらについても、衛生材等をふんだんに使用する。その結果、ほかの施設に比べたら短い時間でクラスターを抑えることができています。【カメラア会回答】

	種別	質問・意見	回答
24	高齢者施設	家族とのコミュニケーションの取り方について伺いたい。	区との定例会の中でも、引き続き家族とのコミュニケーションを取る場を提供していくということで話を進めている。今ストップしているということだが、東京栄和会は年に2回家族会を開催していたと伺っている。このような場をカメラア会に代わった後に改めて確立し、実施していく。最初は4月以降、契約の取り交わしで皆様にご協力いただく場面があり対面で説明する。また、ご利用者のご家族の意向を伺える機会をつくりたいとも考えている。【カメラア会回答】
25	高齢者施設	海外で仕事をしていて、施設とのやり取りが電話とファクスのみで不便を感じている。東京栄和会にメールでの対応をお願いしたが、メールは出来ないとのことである。今後はどのようなになるのか。	カメラア会の他施設のご利用者家族にも海外からという方がおり、メールで対応できる。ご安心いただきたい。【カメラア会回答】
26	高齢者施設	現在の配置医師と直接お話ししたいという場合に、一度もかなったことがない。それは先生がいるときのみ、先生が入所者を診た後に時間があつたときにのみ話が出来るということで、大体時間が無くなってしまい、話ができるチャンスが全くなかった。今後は直接先生とお話ししたい場合はどうなるか。	今後は常勤の施設長が配置医師になるので、施設に日中常駐している。皆様の時間に合わせて病状の確認や生活の様子を説明することが可能である。【カメラア会回答】
27	高齢者施設	今日見せていただいた提携先の病院や先生の資料を紙にいただきたい。	【区ホームページに掲載及びカメラア会から入居者家族に送付予定】
28	高齢者施設	カメラア会は、東京栄和会の方のファンが多いということ、2日間の説明会で十分認識していただいたと思う。これ以上、私が何か申し上げるということではなく、カメラア会には肝に銘じていただいたことをそのままお仕事に生かしていただきたい。	【意見のため回答せず】
29	高齢者施設	真摯にこの2日間対応してくださって、千代田区は心のある行政をしていただいている。本日出席している区の職員には本当に頭が下がる思いである。この方たちの在任期間中には問題が起こらないでいただきたい。	前回の12月に実施した説明会あるいは今日の説明会の中で、皆様のご意見は十分理解させていただいた。皆様の心配されているようなことがないように、4月以降も、区としてカメラア会を指導していく。
30	高齢者施設	リモート面会の時もあつたが、今ガラス越し面会が担保されている。それから、整体に通うということが許されている。その時間、家族が迎えに行つて施設に返す。そのような今まで東京栄和会でやられていたことで、入所者との関わりが担保されていたこと、病院に行くこととか、そういったことは同じように担保されると理解してよいか。	引継ぎを通じて、皆様のニーズを確認させていただき、引き継いでいきたいと思っている。【カメラア会回答】
31	高齢者施設	今までの入所者との関わりが担保されなかった場合には指定管理者に代わっていただく可能性はあるか。	いきなり交代ではなくて、そういうご意見があつた上で当然区としても指導を行う。その上で、条例等で決まっている事項に該当する場合には、仮の話でこういう話はしたくないが、指定管理者の変更という可能性はある。

※ 類似の質問は1つにまとめています。

## HPVワクチン予診票等の一斉発送について

HPVワクチンの定期接種対象者へ予診票等を一斉発送する。なお、令和5年4月から2価・4価HPVワクチンに加えて9価HPVワクチンが公費で接種できるようになる。

また、令和4年4月積極的勧奨再開以降に、区からHPVワクチン予診票を送付済みの対象者へ、9価HPVワクチンが定期接種対象ワクチンに追加されたことを周知する。

### 1 予診票送付対象者

以下の条件にすべて該当する方

#### (1) 新中学1年生 280名程度

- 令和5年2月末時点で千代田区に住民登録がある
- 平成22(2010)年4月2日から平成23(2011)年4月1日生まれの女性
- 千代田区発行のHPVワクチン予診票で、3回接種を完了していない

#### (2) 新高校2年生相当の方(新たにキャッチアップ接種対象になる方) 180名程度

- 令和5年2月末時点で千代田区に住民登録がある
- 平成18(2006)年4月2日から平成19(2007)年4月1日生まれの女性
- 千代田区発行のHPVワクチン予診票で、3回接種を完了していない

### 2 予診票発送時期及び送付内容

#### (1) 令和5年3月下旬に上記1の対象者へ一斉発送

#### (2) 送付内容

- 2価・4価・9価対応のHPVワクチン予診票
- 区からのお知らせ 新中学1年生…別紙1 新高校2年生相当の方…別紙2
- 厚生労働省が現在作成中のお知らせ(予定)
- 医療機関名簿

### 3 はがき送付対象者

以下の条件にすべて該当する方へ、9価HPVワクチンが定期接種対象ワクチンへ追加されたことをはがきにて周知する。

- 令和5年2月末時点で千代田区に住民登録がある
- 平成9(1997)年4月2日から平成22(2010)年4月1日生まれで定期接種及びキャッチアップ接種対象
- 千代田区発行のHPVワクチン予診票で、3回接種を完了していない

## 4 その他

### (1) スケジュール

令和4年12月上旬 区ホームページへ9価HPVワクチンが定期接種対象ワクチンに追加される予定であることを掲載

令和5年3月上旬 上記3の対象者へはがき送付

令和5年3月20日 区広報紙3月20日号掲載

令和5年3月下旬 上記1の対象者へ予診票等送付

### (2) 問い合わせ先及び相談体制

一斉発送後は問い合わせが多くなることが予想されるため、千代田保健所健康推進課保健相談係及び保健予防係にて対応する。併せて、区ホームページ、予防接種アプリ等でHPVワクチンの情報発信をしていく。



千代田区

HPV ワクチン定期予防接種対象の方へ

## HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンのお知らせ

子宮頸がんは「ヒトパピローマウイルス（HPV）」の感染が原因で発症し、20代から30代の若い世代で患者が増えています。HPV ワクチンを接種し、子宮がん検診を継続的に受診することで、子宮頸がんによる死亡リスクを避けることができます。

平成25年4月1日よりHPV ワクチンは、任意予防接種から定期予防接種となり、無料で接種を受けられるようになりましたが、国からの勧告により平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていました。

しかし、令和3年11月26日の厚生労働省からの通知により、「ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回る」と認められたため、積極的勧奨の再開が決定されました。

また、令和4年11月8日の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会」において、令和5年4月から、9価 HPV ワクチン（シルガード9）を HPV 定期接種のワクチンとして加えることが了承されました。

このお知らせは、令和5年度に、HPV ワクチンの標準的な接種年齢である中学校1年生になる方のうち、区に3回の接種を完了している記録がない方にお送りしています。既に接種が済んでいる回数分につきましては、予診票を破棄していただくようよろしくお願いいたします。

### 1 定期接種の対象者

接種日現在、千代田区に住民登録のある、小学校6年生から高校1年生に相当する年齢の女子

※ 高校1年生相当の年度末まで

### 2 接種期間

小学校6年生の年度初めから高校1年生相当の年度末まで

### 3 接種場所

別紙『HPV ワクチン予防接種 指定医療機関名簿』に記載されている医療機関

医療機関によって接種可能な日時が異なりますので、必ず事前に医療機関へご確認ください。

23 区内の指定医療機関でも受けられます。希望される方は、各区の HP より指定医療機関を確認してください。

### 4 接種費用

無料

※ 対象年齢外や有効期間外、指定医療機関以外での接種に該当する場合は有料です。

### 5 接種するワクチンと標準的な接種スケジュール

サーバリックス（2価）、ガーダシル（4価）、シルガード9（9価）のいずれか一つを3回接種

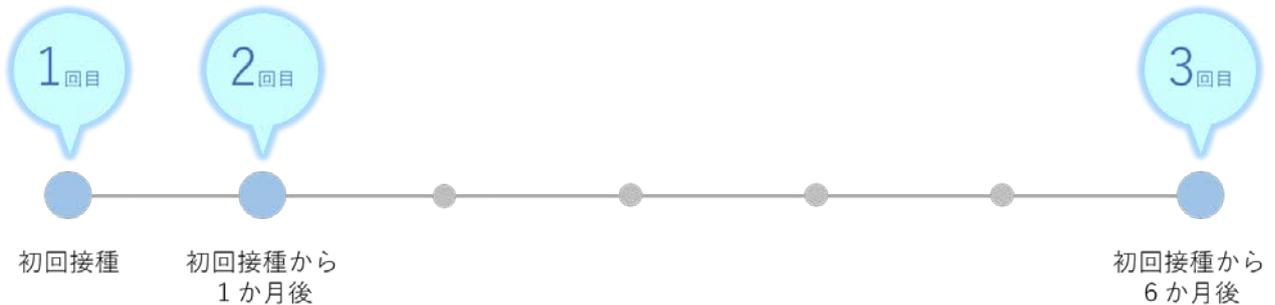
※ 同じ種類のワクチンで3回の接種を完了することが原則です。

接種途中から別の種類のワクチンを接種する「交互接種」を希望される場合は、医師とよく相談したうえで接種を受けてください。

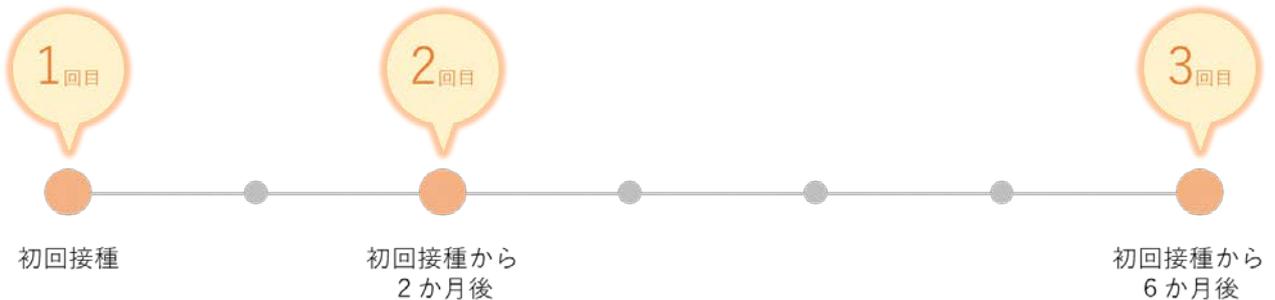
	ワクチンの種類		
	サーバリックス (2 価)	ガーダシル (4 価)	シルガード9 (9 価)
用法・用量	10歳以上の女性に、通常、1回0.5mlを0, 1, 6か月後に計3回、上腕の三角筋部に筋肉内接種する。	9歳以上の者(9価は女性のみ)に、1回0.5mlを合計3回、筋肉内に注射する。通常、2回目は初回接種の2か月後、3回目は6か月後に同様の用法で接種する。	
用法・用量に関連する注意(接種間隔)	本剤の接種上、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2回目の接種は1回目の接種から1~2.5か月の間で、3回目の接種は1回目の接種から5~12か月の間で調整すること。	1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。なお、本剤の2回目及び3回目の接種が初回接種の2か月後及び6か月後にできない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1か月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3か月以上間隔を置いて実施すること。	

(各ワクチンの添付文書より)

#### <サーバリックス (2 価) 標準的な接種スケジュール>



#### <ガーダシル (4 価)・シルガード9 (9 価) 標準的な接種スケジュール>



## 6 予防接種の受け方

接種当日は、同封の『予防接種予診票』(体温以外を事前に記入)と『母子健康手帳』及び『健康保険証』、該当する方は『高校生等医療証』を必ずお持ちください。

- ※ 2回目、3回目接種のときは、前回使用したワクチンを確認し、接種医師に確実に伝えましょう。
- ※ 交互接種を希望される場合は、接種医師に伝え、よく相談をしたうえで接種してください。

## 7 接種後の注意

予防接種後に血管迷走神経反射として失神の症状があらわれることがあります。失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、同伴者または医療従事者に腕を持ってもらいましょう。また、接種後30分程度体重を預けられるような場所に座り、なるべく立ち上がらないようにしましょう。

## 8 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱（通常37.5℃以上をいいます）のある方。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- (3) このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内におこる強いアレルギー反応）を起こしたことがある方。
- (4) その他、医師に接種が不相当と判断された方。

## 9 予防接種を受ける際に医師とよく相談する必要がある方

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている方。
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた方。
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーがあるといわれた方。
- (6) 輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けた方。
- (7) 妊娠している方、または妊娠している可能性がある方。

## 10 予防接種の効果と副反応

### (1) HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の効果

子宮頸がんは、がんのなかで唯一ワクチンによって予防できるがんです。子宮頸がんはほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因となって発症します。

サーバリックス（2価）は子宮頸がんから多くみつかる HPV16 型/18 型の感染を予防し、ガーダシル（4価）はサーバリックス（2 価）に含まれる型に加え、尖圭コンジローマの原因となる HPV6 型/11 型の感染を予防します。シルガード9（9価）はガーダシル（4 価）に含まれる型に加え、HPV31 型/33 型/45 型/52 型/58 型の感染も予防します。アジア人に特に感染が多くみられる HPV52/58 型のウイルス様粒子を含み、子宮頸がんの原因となる HPV の型の 88.2% をカバーします。

子宮頸がんの予防効果はどのワクチンも期待できますが、いずれも全ての型の HPV の感染を防ぐものではありません。ワクチン接種後も定期的に子宮頸がん検診を受けることがとても大切です。

### (2) HPV ワクチンの主な副反応（各ワクチンの添付文書より）

ワクチンの種類 発症頻度	サーバリックス（2 価）	ガーダシル（4 価）	シルガード9（9 価）
10%以上	注射部位の疼痛・発赤・腫脹、かゆみ、胃腸症状、筋痛、関節痛、頭痛、疲労	注射部位の疼痛・紅斑・腫脹	接種部位の疼痛・腫脹・紅斑
1～10%未満	発疹、じんましん、注射部位のしこり、めまい、発熱、上気道感染	頭痛、注射部位のかゆみ、発熱	発熱、かゆみ、出血、熱感、腫脹、知覚消失、頭痛、感覚鈍麻、吐き気
0.1～1%未満	注射部位の感覚鈍麻、全身脱力、知覚異常	めまい、感覚鈍麻、傾眠、下痢、腹痛、吐き気、四肢痛、筋骨格硬直、四肢不快感、注射部位の硬結・出血・不快感・内出血・変色・知覚低下・熱感・倦怠感	四肢痛、腹痛、下痢

頻度不明	失神、血管迷走神経発作、四肢痛、ぶどう膜炎、角膜炎、リンパ節症	蜂巣炎、リンパ節症、失神、嘔吐、関節痛、筋肉痛、注射部位の血腫、無力症、悪寒、疲労	無力感、悪寒、疲労、倦怠感、内出血、血腫、硬結、失神、めまい、関節痛、筋肉痛、嘔吐、リンパ節症、蜂巣炎、口腔咽頭痛
重大な副反応 (頻度不明)	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑症、急性散在性脳脊髄炎	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑症、急性散在性脳脊髄炎

## 11 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、千代田保健所へご相談ください。

## 12 HPV ワクチンについての相談窓口

○HPV 感染症の予防接種後に生じた方に対する相談窓口について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/madoguchi/index.html>



○HPV 感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関について

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical\\_institution/index.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/index.html)



○予防接種健康被害について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaiikyusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaiikyusai.html)



### 【問い合わせ先】

千代田保健所健康推進課

予診票の発行等については

保健予防係（事務） 03-5211-8172

予防接種を受けるにあたっての相談等については

保健相談係（保健師） 03-5211-8175



千代田区

HPV ワクチンキャッチアップ接種対象の方へ

## HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンキャッチアップ接種のお知らせ

HPV ワクチンは、国からの勧告により平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていました。しかし、令和3年11月26日の厚生労働省からの通知により、「ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回る」と認められたため、積極的勧奨の再開が決定されました。

また、令和4年11月8日の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会」において、令和5年4月から、9価 HPV ワクチン（シルガード9）を HPV 定期接種のワクチンとして加えることが了承されました。

このお知らせは、積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の対象期間（小学校6年生から高校1年生相当の年度末まで）に接種機会を逃し、千代田区に3回の接種を完了した記録がない方へお送りしています。既に接種が済んでいる回数分につきましては、予診票を破棄していただくようよろしくお願いいたします。

### 1 キャッチアップ接種の対象者

接種日現在、千代田区に住民登録のある

平成9年（1997年）4月2日～平成19年（2007年）4月1日生まれの女性

### 2 接種期間

令和7年3月31日まで

### 3 接種場所

別紙『HPV ワクチン予防接種 指定医療機関名簿』に記載されている医療機関

※ 医療機関によって接種可能な日時が異なりますので、必ず事前に医療機関へご確認ください。

23区内の指定医療機関でも受けられます。希望される方は、各区のHPより指定医療機関を確認してください。

### 4 接種費用

無料

※ 対象年齢外や有効期間外、指定医療機関以外での接種に該当する場合は有料です。

### 5 接種するワクチンと標準的な接種スケジュール

サーバリックス（2価）、ガーダシル（4価）、シルガード9（9価）のいずれか一つを3回接種

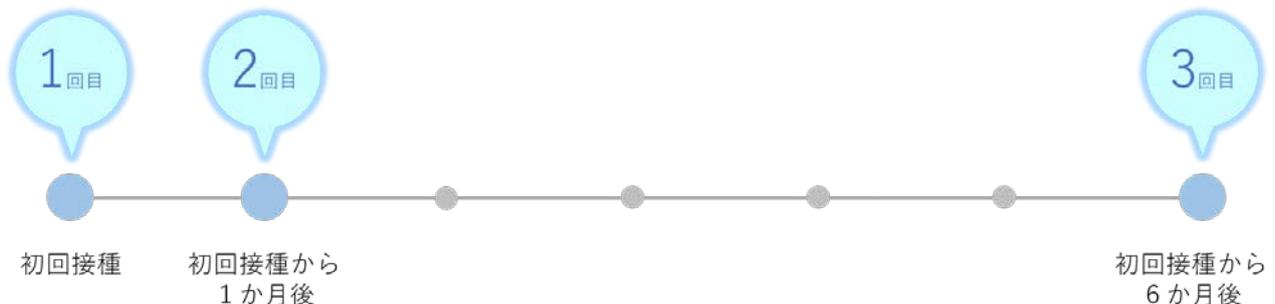
※ 同じ種類のワクチンで3回の接種を完了することが原則です。

接種途中から別の種類のワクチンを接種する「交互接種」を希望される場合は、医師とよく相談したうえで接種を受けてください。

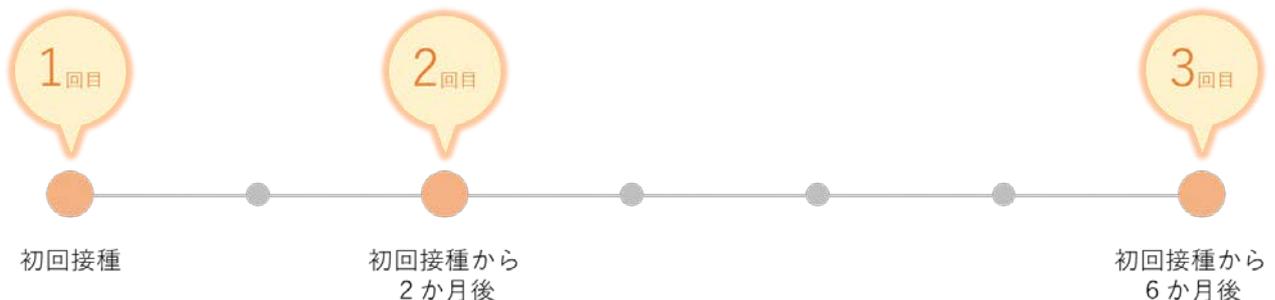
	ワクチンの種類		
	サーバリックス (2 価)	ガーダシル (4 価)	シルガード9 (9 価)
用法・用量	10歳以上の女性に、通常、1回0.5mlを0, 1, 6か月後に計3回、上腕の三角筋部に筋肉内接種する。	9歳以上の者(9価は女性のみ)に、1回0.5mlを合計3回、筋肉内に注射する。通常、2回目は初回接種の2か月後、3回目は6か月後に同様の用法で接種する。	
用法・用量に関連する注意(接種間隔)	本剤の接種上、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2回目の接種は1回目の接種から1~2.5か月の間で、3回目の接種は1回目の接種から5~12か月の間で調整すること。	1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。なお、本剤の2回目及び3回目の接種が初回接種の2か月後及び6か月後にできない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1か月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3か月以上間隔を置いて実施すること。	

(各ワクチンの添付文書より)

#### <サーバリックス (2 価) 標準的な接種スケジュール>



#### <ガーダシル (4 価)・シルガード9 (9 価) 標準的な接種スケジュール>



## 6 予防接種の受け方

接種当日は、同封の『予防接種予診票』(体温以外を事前に記入)と『母子健康手帳』及び『健康保険証』、該当する方は『高校生等医療証』を必ずお持ちください。

- ※ 2回目、3回目接種のときは、前回使用したワクチンを確認し、接種医師に確実に伝えましょう。
- ※ 交互接種を希望される場合は、接種医師に伝え、よく相談をしたうえで接種してください。

## 7 接種後の注意

予防接種後に血管迷走神経反射として失神の症状があらわれることがあります。失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、同伴者または医療従事者に腕を持ってもらいましょう。また、接種後30分程度体重を預けられるような場所に座り、なるべく立ち上がらないようにしましょう。

## 8 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかな発熱（通常37.5℃以上をいいます）のある方。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- (3) このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内におこる強いアレルギー反応）を起こしたことがある方。
- (4) その他、医師に接種が不適当と判断された方。

## 9 予防接種を受ける際に医師とよく相談する必要がある方

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている方。
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた方。
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーがあるといわれた方。
- (6) 輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けた方。
- (7) 妊娠している方、または妊娠している可能性がある方。

## 10 予防接種の効果と副反応

### (1) HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）の効果

子宮頸がんは、がんのなかで唯一ワクチンによって予防できるがんです。子宮頸がんはほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因となって発症します。

サーバリックス（2価）は子宮頸がんから多くみつかるHPV16型/18型の感染を予防し、ガーダシル（4価）はサーバリックス（2価）に含まれる型に加え、尖圭コンジローマの原因となるHPV6型/11型の感染を予防します。シルガード9（9価）はガーダシル（4価）に含まれる型に加え、HPV31型/33型/45型/52型/58型の感染も予防します。アジア人に特に感染が多くみられるHPV52/58型のウイルス様粒子を含み、子宮頸がんの原因となるHPVの型の88.2%をカバーします。

子宮頸がんの予防効果はどのワクチンも期待できますが、いずれも全ての型のHPVの感染を防ぐものではありません。ワクチン接種後も定期的に子宮頸がん検診を受けることがとても大切です。

### (2) HPVワクチンの主な副反応（各ワクチンの添付文書より）

ワクチンの種類 発症頻度	サーバリックス（2価）	ガーダシル（4価）	シルガード9（9価）
10%以上	注射部位の疼痛・発赤・腫脹、かゆみ、胃腸症状、筋痛、関節痛、頭痛、疲労	注射部位の疼痛・紅斑・腫脹	接種部位の疼痛・腫脹・紅斑
1～10%未満	発疹、じんましん、注射部位のしこり、めまい、発熱、上気道感染	頭痛、注射部位のかゆみ、発熱	発熱、かゆみ、出血、熱感、腫脹、知覚消失、頭痛、感覚鈍麻、吐き気
0.1～1%未満	注射部位の感覚鈍麻、全身脱力、知覚異常	めまい、感覚鈍麻、傾眠、下痢、腹痛、吐き気、四肢痛、筋骨格硬直、四肢不快感、注射部位の硬結・出血・不快感・内出血・変色・知覚低下・熱感・倦怠感	四肢痛、腹痛、下痢

頻度不明	失神、血管迷走神経発作、四肢痛、ぶどう膜炎、角膜炎、リンパ節症	蜂巣炎、リンパ節症、失神、嘔吐、関節痛、筋肉痛、注射部位の血腫、無力症、悪寒、疲労	無力感、悪寒、疲労、倦怠感、内出血、血腫、硬結、失神、めまい、関節痛、筋肉痛、嘔吐、リンパ節症、蜂巣炎、口腔咽頭痛
重大な副反応 (頻度不明)	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑症、急性散在性脳脊髄炎	アナフィラキシー反応などの過敏症反応、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑症、急性散在性脳脊髄炎

## 11 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、千代田保健所へご相談ください。

## 12 HPV ワクチンについての相談窓口

○HPV 感染症の予防接種後に生じた方に対する相談窓口について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/madoguchi/index.html>



○HPV 感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関について

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical\\_institution/index.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/index.html)



○予防接種健康被害について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaikyusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html)



## HPV ワクチン接種費用の償還払いについて

キャッチアップ接種対象者の中で、区の予診票を使わずにすでに自己負担で受けた方に対して、接種費用の助成を行います。

詳細については、区のHP をご確認ください。

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/kosodate/yobosesshu/index.html>



### 【問い合わせ先】

千代田保健所健康推進課

予診票の発行等については

保健予防係（事務） 03-5211-8172

予防接種を受けるにあたっての相談等については

保健相談係（保健師） 03-5211-8175